

LEGAL REPORT

「非常時における債権回収～動産売買先取特権の活用～」

2010.2.15



猪木・手島法律事務所
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月
(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13. 岡山弁護士会住宅紛争審
査会・紛争処理委員

H14.02.01 ～岡山県建設工事紛争
審査委員

H17.04.～ H18.03

岡山弁護士会 副会長

H18.05.～ H21.04

日弁連 ADR 委員会委員

H18.08. ～手島弁護士と事務所合
併「猪木・手島法律事
務所」に

■ はじめに

動産売買の先取特権という言葉聞いたことがありますか。近時この権利の活用が注目されています。

それは、動産取引の相手方が倒産した場合に、いかに効率よく債権回収するかという問題意識によります。

ここでは、A → B → C へと動産が売却された段階で B が倒産、A からの相談という事例を想定して解説していきます。

■ 動産売買の先取特権の 手続きの概説

(1) 根拠規定

この権利は民法に規定されています（民法 311 条 5 号）。本来は当該売却動産を差し押さえて優先的に代金を回収できるという権利です。更に、B から C へ動産が転売され、もはや当該動産が B のもとに残されていない場合であっても、動産が形を変えた売掛債権に対して権利行使することができます。これを物上代位と言います（民法 304 条）。

(2) 具体的手順

具体的には、A が地方裁判所に申立を行い、B の C に対する売掛債権に対し債権差押命令を出してもらうのです。これは、B が破産開始決定を受けた場合であっても可能です（最高裁判所昭和 59 年 2 月 2 日判決、判例時報 1113）。

裁判所による債権差し押さえ命令は、C に送達されたときに効力が生じ（民事執行法 145 条 4 項）、その後 C が B に支払っても債務の弁済としては認められないこととなります。

B に差押命令が送達されて 1 週間経過すれば、A は直接 C に対し差し押さえた債権を取り立てることができます。

■ 動産先取特権の効能

B が破産した場合、通常の破産手続きの中で債権届け出をして配当を得ていたのでは、債権額の 1 割も満たない回収しかできない場合もあり、最悪の場合は配当 0 という場合もあります。

これに対し、動産売買先取特権が上手に利用できれば、債権額満額の回収も可

能です。近時、この手続きが注目されている理由はここにあります。

■ 動産売買先取特権に基づく債権差押の申立の準備

では、動産売買先取特権を有効に行使するためには何を準備したらよいのでしょうか。

この点について詳細に報告した文献が NBL915 号「動産売買先取特権の物上代位に基づく債権差押手続の実務」（弁護士中田朋子）です。詳細はこの文献に譲りますが、準備段階での注意事項は以下の事項となります。

(1) 継続的動産取引契約書を締結しておくこと

この契約書には期限の利益喪失事由として、「債務者(B)の破産申立通知」が記載されていることが望ましいと言えます。なぜなら、そうでないと、破産開始決定まで債務者は期限の利益を有することになり動産売買先取特権を行使できないことになってしまうからです。

(2) 申立に添付する証拠書類を整理しておくこと

裁判所に提出することを要する主な証拠書類は以下のとおりです。

- ・取引基本契約書

- ・発注書（単価や消費税についての記載があることが望ましい）

- ・納品書や請求書

- ・転売の事実を証明する発注書

- ・債務者作成の転売先への納品書

- ・当該動産を転売先が受領したことを証明する受領書（具体的には運送業者作成書類が想定されます）

- ・会社担当者の陳述書

これは、他の証拠書類が不十分な場合に特に必要となります。

当事務所では、提出する証拠書類の整理と実情を説明するのに便利な定型の陳述書用紙を作成しています。

(3) 申立書に添付する債権一覧表の様式を理解して、それに添うような債権表を作成すること

これが、会社で作成されていれば、弁護士事務所では契約書のチェックだけで速やかに申立ができます。

■ 製造物供給契約と動産売買先取特権

ところで、動産の取引には純粋な「売買」のケースだけでなく、B社からの発注を受け商品を製造し売り渡すという「売買」と「請負」との混合契約もあり得るところです。このような

場合にまで動産売買先取特権の規定が準用できるか否かについて、事例の具体的内容に応じて裁判例の結論は異なります。

平成 15 年 6 月 19 日東京高裁決定は、①商品の汎用性が制限されており、不代替物の供給という面が強い点と、②相手方の信用状況を確認できないままに売買したものではない点に着目して動産売買先取特権の規定の準用を否定しています。

逆に、東京高裁平成 12 年 3 月 17 日決定では、①に関し、作成に要した期間や労力、製品のオリジナル性が少ないことなどを考慮して請負的性格よりも売買的色彩が強いと判断したものがああります。

動産売買先取特権が利用できるか否か実務的な見極めが重要となります。

以上は、NBL900 号「製造物供給契約に基づく代金請求権に動産売買先取特権（民法 322 条）は認められるか」（弁護士太田大三）に紹介されているところです。

■ 最後に

賢い債権回収のためにも、弁護士との日頃からの連携をお勧めいたします。

2010.2.15